

宝塚市議会 議会報告会

## 令和7年第4回（12月）定例会

# 受益者負担の適正化に係る 審査特別委員会報告

報告者：受益者負担の適正化に係る審査特別委員会  
委員 寺本 早苗

# 議案第149号 受益者負担の適正化に係る関係条例の整備に 関する条例の制定について

## ■ 議案の概要

行政サービスを受ける受益者と非受益者における負担の公平性や公正性の確保、サービスの持続可能性の向上を図るため、**ガイドライン**に基づき、手数料、使用料の適正化を図るほか、所要の整備を行うため、関係する27条例を一括して改正しようとするもの。

## ■ 受益者負担適正化ガイドラインとは

- 行政サービスの提供に必要な費用（原価） 算出
- 受益者がどのくらいの割合を負担するか 見える化 



受益者と非受益者の公平性



「受益者に対してどの程度負担を求めることが妥当か」

水準を示すもの ※R3年11月制定。以後改訂

使用料 = 原価 × 受益者負担率

手数料 = 原価

## ■ 主な質疑 <1> 受益者負担適正化ガイドライン

- 稼働率の低い施設が料金アップでさらに利用が減った場合、閉館などを想定しているのか。
- 原価の考え方が重要と認識するが、原価計算の中で出てくる目標数値の算出根拠がどの施設もはっきりしない。
- 「類似施設や近隣市の状況から決定するのではなく」とは、一切近隣市を見ずに判断していく姿勢なのか。
- 指定管理施設の使用料については議会の議決が不要ゆえ、上限を上げてしまうと、公共性・公益性の判断を、採算を重視する指定管理者に委ねる幅が増えることにならないか。

## ■主な質疑 〈2〉 手数料等の見直しの妥当性

- 人権文化センターは、現行の使用料と理論上の使用料の乖離率が大きい。これが続くと4年毎にあがっていくのか。
- 壳布北グラウンドや花屋敷グラウンドは駐車料金を徴収していないが、上限額が上がることで徴収を考えていくのか。
- 総合福祉センターの利用料金の減免対象を65歳に引き上げる影響は。
- 障がい者減免は継続されるのか。
- スポーツセンターのテニスコートなどで営利目的の利用が結構あるが、わかりにくい。運営上の問題について。
- 文化芸術センターのギャラリーやホールは市民料金の上限額が6万円から9万円に、市民以外はその2倍となる。市民の作品展示の場となり、優れた作品を市内で観賞する機会が減るので。

- 火葬場の使用料は、死産児及び人体の一部の料金が阪神間で一番高くなる。死産児の火葬料を低く抑えているのは理由があると思うが、検討したのか。
- 原価算定について、人件費は市民税などの税金すでに負担しているのに、なぜ手数料として改めて負担するのか。
- スポーツセンター、文化施設、公民館の利用団体に、利用料金の上限額が上がることについて事前に説明されていない。信頼関係を崩さないために丁寧に説明すべきでは。

## ■主な質疑 〈3〉論点外

- 今回ガイドラインに基づく見直しをスタートすることには理解するが、まだ検討の余地があると考える。改定は隨時行うのか。変更があれば議会に説明するのか。

## ■ 委員からの修正案 (概要)

宝塚市営火葬場の使用料のうち、死産児について

1. 市民等にあっては 1 体につき 6,000円を4,000円
2. 市民等以外にあっては 同 24,000円を16,000円  
に据え置く。

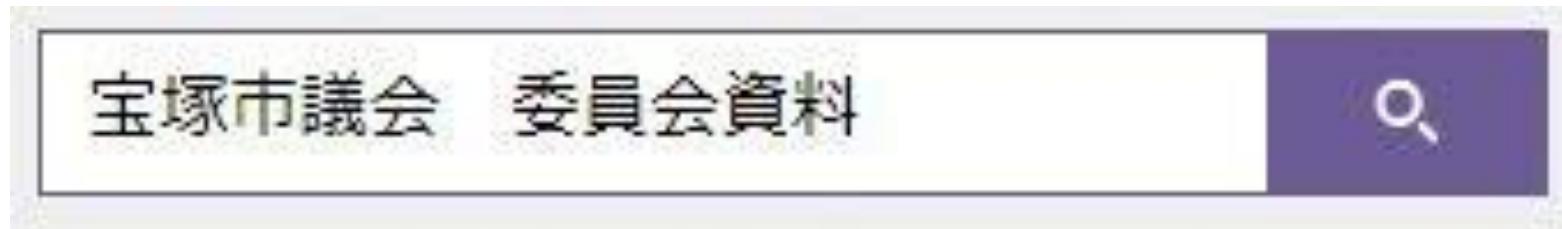
## ■ 審査結果

修正案	否決	(賛成少数 賛成 4 反対 8)
原案	可決	(賛成多数 賛成11 反対 1)

附帯決議案	可決	(全会一致)
-------	----	--------

# ご清聴ありがとうございました。

詳細資料は



で検索